

第二回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會議録第十八号

昭和二十三年三月二十六日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 高岡 忠弘君 理事 中島 茂喜君

理事 川橋豊治郎君 理事 松野 頼三君

理事 酒井 俊雄君

菊池 重作君 松澤 兼人君

松谷天光君 大澤嘉平治君

千賀 康治君 小暮藤三郎君

松浦 榮君 加藤吉太夫君

出席政府委員

内閣官房次長 有田 喜一君

總理廳事務官 鈴木 俊一君

委員外の出席者

専門調査員 有松 昇君

三月二十五日

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出(第一九号))

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出(第一九号))

○坂東委員長 これより治安及び地方

制度常任委員会を開会いたします。

本日(の日程は)地方自治法の一部を改

正する法律案であります。ただちに政

府の説明を伺います。官房次長有田喜

一君。

地方自治法の一部を改正する法

律案

地方自治法の一部を次のように改

正する。

附則第一條第二項中「昭和二十三

年四月一日」を「昭和二十三年五月一

日」に「制定」を「國會に提出」に改め

る。

附則

この法律は、公布の日から、これ

正する。

附則第一條第二項中「昭和二十三

年四月一日」を「昭和二十三年五月一

日」に「制定」を「國會に提出」に改め

る。

附則

この法律は、公布の日から、これ

を施行する。

○有田政府委員 ただいま上程になり

ました地方自治法の一部を改正する法

律案につきまして、提案の理由を御説

明いたしたいと思います。

さきに國家公務員の身分に関する基

準法として國家公務員法が制定された

のでございますが、これと並びまして

地方公共団体の職員に関する制度を確

立いたしますことは、新憲法の明示す

る全体の奉仕者たる理念を具現し、地

方自治行政の民主的運営をはかる上か

ら申しまして、まことに喫緊の要務で

あると存するのでございます。昨年十

二月地方自治法の一部改正が行われま

した際、同法附則第一條一項が加え

られ、別に普通地方公共団体の職員に

關して規定する法律は、昭和二十三年

四月一日までに、これを制定しなければ

ならないこととされましたのも、こ

の趣旨にはかならなかつたのでありま

す。政府といたしましては、爾來地方

公務員法案につきまして、鋭意調査研究

を進め、その立案を急いでまいつたの

であります。本法案は、何分にも地方

公務員制度の基本をなすきわめて重要

なものでありますので、さらに慎重考

慮を要するものが少くないのみなら

ず、議會において十分な御審議をお願

いいたさなければならぬ関係もあり

り、当初予定いたしました本年四月一

日までにこれを制定いたしますこと

は、到底不可能と相なりましたので現

在までの準備の状況ともならみ合

せ、法案は本年五月一日までに國會に

提出しなければならぬこととして、

法案提出期限に若干の余裕を存せしめ

るとともに、國會の審議期間を拘束す

るようなことのないようにいたしたい

と存じます。これがこの改正の趣旨で

ございますが、どうぞよろしく御審

議のほどをお願いしたいと思います。

○坂東委員長 地方の公務員法は現在

の中央の公務員法に比べてよほど違

つたところがありますか。

○鈴木(俊)政府委員 地方公務員法の

構想と申しますか、内容につきまして

は、われ／＼事務當局のところでは目

下／＼／＼考究中でございます。関

係方面とも折衝いたしておりますが、

まだ確定したものがございせんので

申し上げることはできないのでござい

ますが、大体國家公務員と地方公務員

とを比較いたしますと、一番異ります

ところは、やはり國家は全体が一つの

官吏というグループになつております

けれども、地方公務員の場合には、そ

れぞれの都道府縣、あるいは市町村と

いう公共団体ごとに別の公務員がお

るというところでございまして、それ／＼の

地方公共団体につきまして別個に、國

家公務員法のねらつておりますやう

な制度を適用していかねばならぬ

といふことがございすると思つたのであ

ります。この点がやはり一番大きな違

いでありまして、しかし、そういうふう

にして、ばら／＼にしてしまひますと、

と、これまた人事の交流その他の点に

おきまして非常に不均衡の点を生じま

するし、給與の点につきましてもい

ろ不均衡な点が生じますので、や

はり全体として何らか、同一の基準に

基いて調整を加えていかねばなら

ないものが相当あると思つたのであり

ます。そういう事項は法律におきまして

特に規定をいたしていかねばなら

ないかと考えております。その他こま

かい点につきましては、まだ明確に申し

上げらるべきものを用意いたしてあり

ませんが、大体のねらいはそういうと

ころを基礎にして考えておる次第であ

ります。

○坂東委員長 なお地方と申しまして

も、都道府縣と市町村とはよほど事情

が異なりますから、従つて公務員につ

きまして、そこに何らか差つたところ

があるべきであります。その点の構

想をちよつと参考に伺います。

○鈴木(俊)政府委員 お話の点も、た

しかに地方公務員制度を立案いたしま

す際に、最も注意を注がなければなら

ない点の一つでございます。都道府縣に

つきましては、相当龐大な吏僚組織を

もつておりますから、國家公務員法と

おおむね同じような構想のものが、そ

のまま適用し得ると存するのでありま

すが、市町村になりますと、五大都市

等を除きましては、やはり相当手心を

加えて、國家公務員法の示しております

理想をあてはめていくということに

なると思つたのであります。殊に町村に

至りましては、職階制であります。と

か、その他の新しい制度というものを

ただちにあてはめることは、相當の困

難があるように考えられる次第であ

ります。

○松浦(榮)委員 この四月一日を五月

一日にしたのは、一月延ばしたことで

ありますが、これはただ漠然と一月を

考えたのですが、あるいは具体的に何

らかそれに対する段どりがあつて一月

ということになつたのですか。

○鈴木(俊)政府委員 一箇月と申しま

すのは、大体關係方面ともいへば、折

衝中でございます。この一箇月を延

ばし、さらに國會に提出をして、國會

の審議をその期間に終了していただく

といふことでなく、政府として國會に

一箇月内に提出する、こういうふう

にいたしますれば、大体それらの期間を

見こみますならば立案が可能であ

る、こういう予想並びに關係方面との

話合でいたしたことでござい

ます。

○坂東委員長 質疑はありますか。

それでは質疑終了ということに御異議

ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 それでは簡單です

から、討論省略に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 それでは討論を省略

いたします。

原案賛成に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 それでは討論を省略

いたします。

原案賛成に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 それでは討論を省略

いたします。

原案賛成に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 それでは討論を省略

いたします。

原案賛成に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 それでは討論を省略

いたします。

原案賛成に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 それでは討論を省略

いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは原案通り可決確定されました。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時四十六分散会

た次第である。
右報告する。

昭和二十三年三月二十六日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長松岡駒吉殿、

〔参 照〕

地方自治法の一部を改正する
法律案（内閣提出）に関する報
告書

一、議案の要旨及び目的
普通地方公共団体の職員に關して規定する法律は、地方自治法附則第一條第二項の規定に依り、昭和二十三年四月一日までにこれを制定しなければならぬのであるが、この法律は地方公務員制度の基本をなす極めて重要なものであつて、更に慎重考慮するものが少くないのみならず、國會において充分な審議を盡さねばならない關係もあり、当初予定した本年四月一日までにこれを制定することは、到底不可能となつたので、法案は五月一日までに國會へ提出すべきものとし、地方自治法附則第一條第二項をそのように改正せむとするものである。

二、議案の可決理由

地方公共団体の職員に關し規定する法律は、本年五月一日までにこれを國會に提出すべきものとしたのは、法案提出の期限に若干の余裕を有せしめると共に、國會の審議期間を拘束することのないようにするためであつて、これは極めて適切な措置であると認めて、本法案を可決すべきものと議決し

昭和二十三年五月二十八日印刷

昭和二十三年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局